住所　札幌市東区北18条東17丁目３番５―103号
趙大熙　昭和53年６月29日生
趙慧原　平成23年８月23日生
趙玥儁　平成24年12月27日生
住所　東京都大田区北千束２丁目45番６号
張曉娜　昭和56年４月22日生
住所　山梨県中央市成島1559番地１
ビージェイ・パラジュリ　昭和58年５月２日生
住所　新潟県三条市原1554番地
楊悦　平成８年２月６日生
住所　愛媛県四国中央市金生町下分71番地３
趙奈穂　昭和61年12月31日生
住所　東京都八王子市散田町３丁目９番19号
邓東方　昭和61年11月８日生
住所　愛知県刈谷市今岡町宮丘86番地
馬万千　昭和61年９月15日生
住所　名古屋市名東区社が丘３丁目1001番地３
付野　昭和57年10月15日生
住所　東京都小金井市本町５丁目24番７号
エムディ・アンワル・ジャヒド　昭和60年６月25日生
住所　埼玉県川口市西川口６丁目９番34号
李眞規子　昭和54年１月25日生
住所　埼玉県春日部市大場833番地２
李富美子　昭和39年４月21日生
住所　三重県亀山市関内町1631番地３
姜喜玲　昭和58年10月15日生
住所　長崎市西山１丁目19番16号
郭富喜子　昭和21年11月23日生
郭幸恵　昭和25年１月８日生
郭澄枝　昭和26年12月12日生
住所　千葉市中央区神明町211番地７
金春燕　平成２年４月11日生
住所　東京都豊島区東池袋２丁目40番２号
黄雪花　昭和53年６月13日生
住所　大分県中津市大字是則1078番地13
崔可南子　昭和54年９月29日生
崔南樹　平成24年８月31日生
住所　神奈川県厚木市三田450番地15
金興偉　昭和10年１月17日生

○法務省告示第二百五十号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項ト欄第二十九号の規定に基づき、平成二十二年七月十二日法務省告示第三百五十八号の一部を次のように改正する。

平成二十八年五月二十五日

法務大臣　岩城　光英

第二号ロの表に次のように加える。

廣政工業	山口県防府市大字田島六百九番地の五	とび

住所　愛知県豊田市美和町３丁目25番地
レオナルド・ジュン・アロヨ・マエトクヒガ
平成12年７月21日生
住所　愛知県春日井市如意申町５丁目１番地10
金春香　昭和54年１月14日生
住所　福井市開発１丁目905番地
金昌浩　昭和60年９月15日生
住所　東京都新宿区上落合１丁目５番１―902号
朴麻緒　昭和63年３月22日生
住所　東京都足立区扇１丁目33番12号
宋美里　昭和60年３月19日生
住所　大阪府寝屋川市打上高塚町１番３―1232号
金京子　昭和43年11月21日生
住所　浜松市東区天王町849番地３
玄泰禎　昭和53年12月25日生
住所　名古屋市昭和区汐見町２番地８
櫨美恵　昭和43年10月15日生
住所　名古屋市千種区春岡２丁目12番22号
櫨明子　昭和45年５月１日生
住所　名古屋市昭和区御器所２丁目６番３号
李末子　昭和26年12月８日生
金久美　昭和54年１月27日生
住所　愛知県春日井市鳥居松町５丁目130番地
曹永己　昭和38年３月24日生
住所　愛知県豊田市宮町３丁目28番地１
白直美　昭和49年５月７日生
住所　東京都大田区大森西２丁目19番７号
李聡志　昭和60年２月19日生
住所　神戸市須磨区妙法寺字荒打313番地４
白幸代　昭和54年６月８日生
白得鉉　昭和57年11月19日生
住所　神戸市長田区神楽町３丁目７番11号
南奈永子　昭和51年４月１日生
住所　神戸市西区玉津町出合18番地
王徳子　昭和44年11月25日生
住所　兵庫県明石市朝霧北町2811番地11
黄茂康　昭和37年11月９日生
張君恵　昭和42年４月10日生
黄美沙　平成７年５月５日生
住所　東京都調布市布田３丁目46番地１
黄康一　平成８年12月16日生

○法務省告示第二百五十一号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項ト欄第一号ロに掲げる活動の項ト欄第二十九号の規定に基づき、平成二十二年六月二十四日法務省告示第三百三十四号の一部を次のように改正する。

平成二十八年五月二十五日

法務大臣　岩城　光英

第二号ハの表に次のように加える。

日章興産株式会社	福岡県糟屋郡粕屋町大字仲原二千八百十三番地一	サッシ施工

○法務省告示第二百五十二号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項ト欄第一号ロに掲げる活動の項ト欄第二十九号の規定に基づき、平成二十二年六月二十四日法務省告示第三百三十四号の一部を次のように改正する。

平成二十八年五月二十五日

法務大臣　岩城　光英

第二号ハの表に次のように加える。

朝日化工株式会社	富山県小矢部市下後亟五百三番地一	機械保全
ムーメックス株式会社	埼玉県川口市東本郷二丁目六番十一号	溶接

○法務省告示第二百五十三号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項ト欄第一号ロに掲げる活動の項ト欄第二十九号の規定に基づき、平成二十二年八月二十日法務省告示第四百二十一号の一部を次のように改正する。

平成二十八年五月二十五日

法務大臣　岩城　光英

第二号イの表に次のように加える。

信越明星株式会社	長野県上田市秋和九百四十二番地	製麺

○法務省告示第二百五十四号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項ト欄第一号ロに掲げる活動の項ト欄第二十九号の規定に基づき、平成二十二年七月十二日法務省告示第三百五十九号の一部を次のように改正する。

平成二十八年五月二十五日

法務大臣　岩城　光英

第二号ロの表に次のように加える。

大興ランデック有限会社	岩手県盛岡市永井二十地割十七番地七十七	鉄筋施工

○法務省告示第二百五十五号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項ト欄第一号ロに掲げる活動の項ト欄第二十九号の規定に基づき、平成二十二年七月十二日法務省告示第三百五十九号の一部を次のように改正する。

平成二十八年五月二十五日

法務大臣　岩城　光英

第二号イの表に次のように加える。

株式会社ジェーシー・コムサ	東京都渋谷区恵比寿南一丁目十五番一号	パン製造